

令和6年2月29日

各 警 察 署 長 殿

長野県警察本部長

**子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置の実施に
際しての留意事項について（通達）**

子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置については、「子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置の実施について（通達）」（令和5年7月13日付け人少発第178号）により実施しているところ、運用に当たって各警察署において留意すべき事項として、

- 通知の時期
- 所在の確認及び面談方法等
- 再犯防止措置対象者に係る情報の活用
- 再犯防止措置対象者が保護観察に付されている場合における措置
- 再犯防止措置対象者が転居した場合における措置
- 再犯防止措置対象者の所在が不明となった場合の措置
- 登録の解除等

等について示し、再犯防止措置が適正に行われるよう指示した。

担 当：人身安全・少年課(人身安全事態対処係)